

道路占用許可に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部建設課管理係

電 話：0470(22)3631

1 この申請書で請求できる許可は

『**道路占用許可**』です。

道路は、本来一般交通のために利用されるものですが、本来の目的以外にも生活の場として利用しようと特別に使用場合があります。

例えば、排水管等の埋設、道路に突出した看板や日よけなどの設置、工事用の足場を設置するなど、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路法第32条に基づく道路占用許可が必要であり、道路管理者（市長）に道路占用許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

2 申請方法

申請書は 1部提出です。申請(占有)者の住所・氏名を記入し、押印してください。

その他に位置図、現況図、計画図、構造図、公図、現況写真等を添付してください。

申請は許可を受けようとする日の 3週間前までをお願いします。(図面等の差し替え等があった場合、差し替え期間を除きます。)

許可後、工事が完了した場合は工事完了届（許可書の写しと出来高比較表、工事経過写真を添付）を速やかに提出してください。

また、許可後に占有者の変更・地位の承継、占有の廃止、工期の変更がありましたら、それに関する書類を提出してください。

3 許可できない場合

- ・道路の占有に係る物件が、法又は法施行令に掲げる占有物件に該当していないこと。
- ・道路の占有が、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものと認められないこと。
- ・道路の占有場所、構造等が、政令で定める基準に適合していないこと。

4 占用料

占有物件により異なりますが、占用料を負担していただきます。

5 その他

- ・道路が市道であるかどうかの確認は建設課管理係までお問合せください。
- ・許可を受けた占有物件の維持管理は占有者となります。また、占有物件により占有期間が異なりますが、更新手続が必要となります。更新時には建設課より書類を発送いたします。

6 申請窓口

3号館1階 建設課管理係